

共済年金 だより

No.102

平成23年10月発行

国家公務員共済組合連合会

主な記事

<重要>

- 「平成24年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方へ 2頁
扶養親族等申告書に関する よくある質問 3・4頁
「住所変更届」の提出は原則不要になりました 4頁

<お知らせ／お願い>

- 全国年金相談会のご案内(11月以降開催分) 5頁
年金に関する各種届出について 6・7頁
読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 8頁



「実りの秋 甲斐駒ヶ岳を望む」 山梨県韮崎市 藤田 幸太郎（山梨県）

「平成24年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方へ

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税ですので同封していません

■ 「扶養親族等申告書」は、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成24年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

- ① 65歳未満の方 (昭和23年1月2日以後の生まれの方) ━━━━━━ 108万円
② 65歳以上の方 (昭和23年1月1日以前の生まれの方) で
 退職共済年金を受給している方 ━━━━━━ 80万円
 退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の
 年金を受給している方 ━━━━━━ 158万円
- ◎ 上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

■ 「扶養親族等申告書」を提出した場合の所得税額と、提出しなかった場合の所得税額

(例)年金一郎さんの場合



本人(無職)
退職共済年金
年金額 180万円
年齢 64歳



妻(無職)
年齢 61歳
(控除対象配偶者)

定期支給期毎の所得税額	
「扶養親族等申告書」を提出した場合 (基礎的控除などの所得控除があります。)	1,500円
「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 (基礎的控除などの所得控除はありません。)	22,500円

- ◎会社等に勤務しその給与支払者に「平成24年分給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、連合会に「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

※詳しくは同封の「扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、**平成23年11月17日**です。

- ◎年金から所得税を源泉徴収する際に所得控除(本人の基礎的控除等)を受けるためには、
配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、申告書を提出していただく必要があります。
- ◎「扶養親族等申告書」は市町村が個人住民税を算定する際の基礎情報になります。

扶養親族等申告書に関するよくある質問

詳細については、同封の「平成24年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください

質問 1

昨年提出した扶養親族等申告書の内容に変更が生じましたが、変更する事項のみ記入すれば良いでしょうか。
(平成23年分と平成24年分で申告内容に変更がある場合)

答え

平成24年分の申告書には、変更する事項欄だけでなく、「控除対象配偶者」、「扶養親族」及び「障害者」等の該当する、すべての事項を改めて記入してください。

記載漏れがありますと、その事項については控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

質問 2

今年(平成23年)、障害者手帳の交付を受けました。障害者控除の申告をしたいのですが、どのように記入すれば良いでしょうか。

答え

障害者手帳の交付を受けた方が年金受給者ご本人の場合は、申告書左側中央の「ご本人の障害」欄に、また、配偶者・扶養親族の場合は、その該当する方の右端「障害区分」欄の該当項目を選択し、さらにその下欄の「障害等級、内容」欄に、それぞれ必要事項を記入してください。

(同封の「平成24年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の7頁から10頁をご参照ください。)

(この場合、障害者控除の申告だけを記載するのではなく、申告するすべての事項を改めてご記入いただく必要がありますので、ご注意ください。)

なお、今年から障害者手帳の交付を受けたということですので、来年2月中旬から始まる、「平成23年分の所得税の確定申告」の際に障害者控除の申告を行うことができます。(確定申告の詳細については、お近くの税務署に確認してください。)

質問 3

控除対象配偶者である妻が、平成24年から年金を受ける予定です。この場合、引き続き控除対象配偶者として申告することができますか。

答え

平成24年中に奥様が受ける年金(見込)額(所得税を控除する前の額です)が、65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者として申告することができます。

(同封の「平成24年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の9頁をご参照ください。)

質問 4

来年(平成24年)から8歳になる孫を扶養することになります。
この場合、孫を「扶養親族等申告書」で申告する必要がありますか。

答え

申告する必要があります。
平成22年度の所得税法の改正において、年金から受けることができる所得控除のうち扶養控除等の改正が行われ、**年齢が16歳未満の人に対する扶養控除(月額32,500円)が廃止**されました。

お孫さんを申告することは、所得税法の扶養控除の対象にはなりませんが、市町村が個人住民税(市(区)町村民税・(都)道府県民税)を算定する際に必要となります。

「扶養親族等申告書」の「扶養親族(16歳未満)」欄に氏名、生年月日等の記入をお願いします。

(この場合、お孫さんの申告だけを記載するのではなく、申告するすべての事項を改めてご記入いただく必要がありますので、ご注意ください。)

平成23年10月より、連合会年金部に提出いただく 「住所変更届」は原則不要になりました

平成23年10月以降、連合会年金部では、住民基本台帳ネットワークから、年金受給者の皆様の住所変更情報を取得することができるようになりました。

のことにより、平成23年10月以降に住民票の住所が変更となった方は、連合会年金部への「住所変更届」の提出は**原則不要**になりました。

ただし、次の各項に該当する方は、引き続き「住所変更届」を提出していただく必要があります。

** 引き続き「住所変更届」を提出していただく必要のある方 **

1. 住民票記載住所に「○○様方」、「△△マンション」など表記を加えて届ける必要がある方
2. 成年後見を受けている方等で、成年後見人等の住所が変更となった方
3. 住民基本台帳ネットワークに参加していない地方自治体(東京都国立市、福島県東白川郡矢祭町)に住民登録されている方
4. 外国に居住している方
5. 日本に居住している外国籍の方

全国年金相談会のご案内

連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、毎年、全国各地で年金相談会を開催しております。

今年度の年金相談会につきましては、6月より全国33地区で開催しており、11月以降は下記開催日程となっております。

各会場とも予約制となっており、年金相談のご予約は、開催日の1週間前まで受け付けております。

相談会場等の都合により定員になり次第、予約の受付を終了させていただく場合もありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

なお、開催案内につきましては、当会のホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)にも掲載しております。

また、諸事情により開催日程等が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

■平成23年11月以降の全国年金相談会 開催日程

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
山口市	11月 2日(水)	セントコア山口	神戸市	12月 2日(金)	パレス神戸
京都市	11月11日(金)	KKR京都くに荘	宇都宮市	12月 9日(金)	ホテルサンシャイン
熊本市	11月11日(金)	KKRホテル熊本	横浜市	12月16日(金)	KKRポートヒル横浜
那覇市	11月18日(金)	ホテルサザンプラザ海邦	千葉市	1月13日(金)	ホテルサンシティ千葉
鹿児島市	11月18日(金)	KKR鹿児島敬天閣	さいたま市	1月20日(金)	ホテルブリランテ武藏野
宮崎市	11月25日(金)	ひまわり荘	水戸市	1月27日(金)	ホテルレイクビュー水戸

ご予約希望の皆様へ

◎年金相談会のご予約方法

1 電話でのご予約…予約受付専用電話 **03-3265-9708** (土日祝日を除きます。)

* 予約受付専用電話の受付時間は午前10時～12時、午後1時～6時までとなります。

なお、この電話は、年金相談会のご予約のみを承ります。

各種相談にはお答えできませんので、ご了承ください。

2 インターネットでのご予約…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)」

①「KKRホームページ」の「年金給付情報」の「相談・案内」を開く

②「相談・案内」の「1. 年金相談・年金見込額試算について」を開く

③「年金相談会の予約をしたい」を開き、ご予約入力フォームに必要事項を入力して送信

3 郵送でのご予約…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、相談希望時間(午前・午後)

(2)氏名(フリガナ) (3)生年月日 (4)住所 (5)連絡先電話番号 (6)年金証書記号番号

(7)相談内容を便箋等に記入して、封書にて下記あてにお送りください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談をご予約された皆様には、開催日にあわせて、ご自宅あてに相談会のご案内を送付させていただきます。

年金に関する各種届出について

■ 年金の受取口座を変更するとき

変更を希望される金融機関、または、ゆうちょ銀行の確認を受けた「払渡金融機関変更届」をご提出ください。



年金支給期月の前月15日以降に「払渡金融機関変更届」を受理した場合、その直後の年金は、変更手続きが間に合わず、変更前の払渡金融機関に送金することがありますので、変更前の口座を解約されるときは、変更後の口座に年金が入金された後に行ってください。

■ 厚生年金保険の被保険者、国会議員等になったとき

退職(共済)年金・障害(共済)年金・減額退職年金等を受給されている方が、次のいずれかになったとき、または、該当するときは、ボーナス等を含む賃金と年金額の合計額に応じて年金の一部が支給停止となることがあります。

1. 厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済制度の加入者
2. 国會議員、地方議会議員
3. 70歳以降で厚生年金保険の適用事業所に勤務した者、私立学校教職員共済制度の特定教職員（昭和12年4月2日以降の生まれの方に限ります。）

◆具体的な手続き



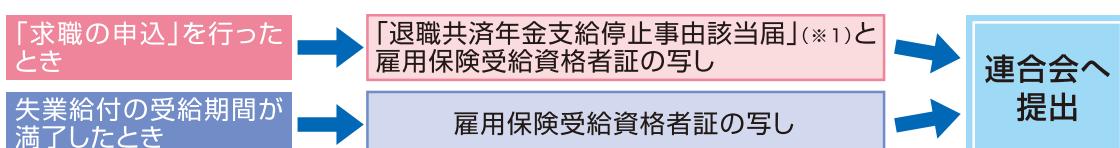
■ 雇用保険の失業給付を受けようとするとき

65歳未満の特別支給の退職共済年金の受給権者が、失業給付(雇用保険法による基本手当)を受けるために、公共職業安定所(ハローワーク)または地方運輸局に求職の申込をしたときは、**求職の申込をした月の翌月から退職共済年金の支給が停止となります**(職域加算額を除きます)。

公共職業安定所(ハローワーク)に「求職の申込」をする前に、失業給付(基本手当)の額を試算し、退職共済年金の額と比較のうえ、どちらを受給するか選択してください。**失業給付を一度請求してしまうと、原則としてその取り消しはできません。**



◆具体的な手続き



■ 加給年金額が加算されている方へ

加給年金額の対象者が、次のいずれかに該当したときは、加給年金額は支給されません。

対象者	発生事由
1 加給年金額対象者である配偶者	① お亡くなりになったとき ② 離婚したとき ③ 公的年金制度から老齢厚生年金又は退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上であるか又は20年とみなされる年金)を受けることになったとき(※2) ④ 公的年金制度から障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金を受けることになったとき ⑤ 年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなったとき(※3)
2 加給年金額対象者である子	① お亡くなりになったとき ② 年金受給権者ご本人の配偶者以外の養子となったとき ③ 養子である子が離縁したとき ④ 婚姻したとき ⑤ 年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなったとき(※3)
3 年金受給権者ご本人	加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになったとき (老齢厚生年金が優先されます)

※2「加入期間が20年以上とみなされる」かどうかは、老齢厚生年金については年金事務所で、退職共済年金については各共済組合で確認してください。

※3「生計が維持されなくなったとき」とは、加給年金額対象者と年金受給権者が生計を共にしなくなった場合(例えば、別居)、又は加給年金額対象者の年収が850万円以上になった場合をいいますが、具体的には個別の事情により判断します。該当すると思われる場合は、担当(給付第二課第4係)までお申し出ください。

◆具体的な手続き

上記の事由に該当した場合は、「加給年金額対象者異動届」(※1)に必要書類を添付のうえ提出してください。

※1 年金に関する各種届出用紙について

年金に関する各種届出用紙については、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中に入ります。用紙がない方は、連合会のホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)から取得することができます。

また、連合会年金部までお電話いただければ用紙をお送りいたします。



● 年金に関する各種届出が遅れますと年金額の払い過ぎが多額となり、返済等でご負担をおかけすることになります。

■ 共済年金だよりNo.101の訂正について

「年金額の改定について」のお知らせの中で、3ページ「3.改定後の年金額の計算例」の「②の⑥」及び「③の⑥」の計算式の記載について、つぎのとおり誤りがありましたので、訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。

(正) 平均標準報酬額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間×1.031×0.981

(誤) 平均標準報酬額×給付乗率×平成15年3月以後の組合員期間×1.031×0.981

読者のひろば

鼓笛隊とクラリネットが懐しい

臥牛山(函館)の麓に生れ育ち、国民学校5年生の春に有能な担任S先生によって鼓笛隊が編成された。横笛が渡されて猛練習の結果、「君が代行進曲」などが吹けるようになり、学校的近くを行進するまでになった。

しかし、ある日突然、戦争で青年団が使用しなくなった吹奏楽器をS先生はクラスに持ち込んだ。驚いたが、クラリネットが割り当てられ学校と自宅での練習が始まった。思うように音が出ず苦戦の毎日だったが「海ゆかば」をやっと吹けるようになった頃、S先生が召集されブラスバンドの夢は消え、クラリネットも私の手から離れていった。少し寂しさが残った。

音楽(楽器)への関心は、この頃に芽生えたと思うが、42歳の頃職場の近くに尺八の先生が来られたのが縁で、その尺八の音色に心が動き入門を希望し許された。尺八(練習管)を渡されたが思うように音が出ず、小学生時代のクラリネットを思い出した。

職務上から転勤が多く、習い始めて3~4年後に直接指導受けの機会が遠ざかり五十代後半から再び指導を頂き現在に至ります。

本曲「瀧落」を習い、一年位前からこの曲は人生を表現していると思いつつ稽古中の8月にNHKで瀧に関する放映の際、大徳寺住職の解説で「寺の庭園は人生を表現しています」の言葉にわが意を得たりですが、意識して今後も精進を続けたい。(瀧落は伊豆瀧源寺於作曲)

老齢と心臓バイパス手術による手足から血管を抜いた左手指の動きが鈍く、苦戦中ですが先生の指導もあって、三曲合奏(箏、三絃、尺八)に僅かな向上を目標に挑戦中です。

時には己の尺八の音色に陶酔もあります。

北海道 中里 俊治 (79歳)

私の座右の銘

人間は誰でも、大切にしている言葉があると思います。現在、私の座右の銘は、常識的ですが、次の三つの言葉です。

第一は「長息は長生と幸せにつながる」

第二は「食物をおいしく食べる」

第三は「今日が一番若い」です。

それぞれについて、若干説明させていただきます。

第一の長息は長生と幸せにつながるの言葉ですが、例えば「ゾウ」のようにゆっくり呼吸する大動物は長生であり、「ネズミ」のように呼吸が早い小動物は短命です。したがって、私は、長息を大切にして、長生をし、そして健康寿命(幸福寿命)を追求したいと思います。

第二の食物をおいしく食べるの言葉ですが、勿論、食物をおいしく食べられることは、健康と生き甲斐につながります。そのためには、健康に注意するだけでなく、感謝の心と少しでも楽しい環境の中で食事をすることが大切だと信じます。

第三の今日が一番若いと言う言葉ですが、過去を振り返ると今日が一番古いくことに間違いありませんが、将来を考えると今日が一番若いのが事実です。したがって、私は、毎日今日が一番若いという気持で後悔しない生活をしています。

茨城県 川鍋 芳郎 (75歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

引き続き「挑戦」「実践」「苦戦」の体験談など「三せん」をテーマにした原稿をお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

[お問い合わせ先]

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03)3265-8141 (代表)

◆電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

◆最近、間違い電話が多くなっていますので、おかげ間違いのないよう十分ご注意ください。

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等をご利用ください)